



あさり

(主な産地：一色町、田原市、吉良町)

5月は
消費者月間です!

今年の全国統一テーマは 「消費者新時代 消費者が主役」

「消費者月間」とは

昭和43年5月に制定された「消費者保護基本法」の法制定20周年を記念して、昭和63年に定められました。毎年5月を「消費者月間」とし、消費者、事業者、行政が一体となって、消費者問題に関する啓発・教育等の各種事業を集中的に行っています。

統一テーマ「消費者新時代 消費者が主役」

食の安全・安心など消費者に大きな不安を与える事件・事故が数多く発生する中、これまでの生産者第一の発想から、消費者・生活者が主役となった社会への変革が求められています。消費者が自らの権利と責任を主体的に果たす存在として、その主役となる社会の構築に積極的に参加しましょう。



内閣府が行う「消費者月間」関連事業

- 名称** 消費者問題国民会議2009愛知大会
- 日時** 平成21年5月29日(金) 13:00～(予定)
- 場所** ウィルあいち(愛知県女性総合センター)
4階ウィルホール
名古屋市東区上堅杉町1番地

内容 「消費者新時代 消費者が主役」を統一テーマとして、消費者、事業者、行政、学界の4者が集まって消費者問題について集中的に考える会議を開催するとともに、消費者支援功労者に対する大臣表彰を行う。

「定額給付金」をよそおった「振り込め詐欺」にご注意ください

市区町村、
愛知県や
総務省などが

- ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすること。
- 給付のために手数料などの振込を求めること。

このようなことは
絶対にありません。





悪質金融(ヤミ金)にご用心!



景気の悪化により、今後多重債務者や自己破産者の増加が懸念されます。

さらに、支払に困っている方の中には、ヤミ金の被害にあったり、ヤミ金の取立てを苦にして自殺や夜逃げに追い込まれる方が増えることが懸念されます。

あなたの周りに、ヤミ金で困っている方はみえませんか？
もしみえたら、少しでも早く相談窓口を紹介してあげてください。



● 悪質金融(ヤミ金)とは？

貸金業登録をしていない貸金業者、貸金業登録をしていても出資法の上限金利を超える高金利で貸付を行っている業者をいいます。

ヤミ金は、「低利」本化、「審査不要」など甘い言葉で顧客を募り、法外な高金利で金銭の貸付を行い、本人はもとより親族や職場などに執拗な取立てを行います。

● ヤミ金の悪質な手口は？

090金融	ダイレクトメールやFAXでチラシを送ったり、電柱などにチラシを貼って宣伝し、090で始まる携帯電話番号と業者名しか掲載せず、正体を明かさないうまま、違法な高金利で小口の融資を行う。
貸します詐欺 (融資保証金詐欺)	最近増えている手口。 融資の約束をした後、融資の条件として先に保証金、信用調査料などの名目で送金させ、融資をしないまま連絡を絶ち、だまし取る。
押し貸し	契約もしていないのに、または融資を断ったのに、勝手に銀行口座に現金を振り込み、数日後から法外な高金利を要求して脅迫的な取立てをする。
紹介屋	低利で融資するかのように思わせて「あなたの信用状態はよくないので他の店を紹介する。」などと言って他の店で借りるように指示し、そこで借り入れた一部を紹介料としてだまし取る。
整理屋	「あなたの借金を一本化します」などと広告を出し、多重債務者の救済を装って、整理手付金といった名目で現金を預かり、整理しないでだまし取る。
架空請求	不特定多数の者に対し、「債権を譲り受けたので支払え」などと虚偽の通知を出し、執拗に返済を迫る。
家具リース金融	家具を家に置いたまま融資するとのうたい文句で、申込者の家具一式を買い取る名目で融資する。一方で、家具をそのまま使用させ、リース代の名目で法外な利息をとる。(同様な手口に車リース金融がある。)
買取屋	融資の条件としてクレジットカードで商品を次々と買わせ、それらを定価以下の安価で買い取る。 申込者には業者からの借金のほかクレジット会社への支払いが残る。

● 被害にあわないためのチェックポイント

✦ おいしい話には乗らない

「低金利」、「無審査」、「即日融資」、「ブラック・自己破産OK」など、簡単に借入れできるように思い込んでしまう甘い言葉で誘い込めます。好条件にはウラがあります。業者の情報をうのみにしてはいけません。

✦ 登録の有無を確認する

無登録業者からは絶対に借りないようにしましょう。
屋号や携帯電話番号しか掲載されていなかったり、偽の貸金業登録番号や架空の団体名、架空の所在地を掲載して信用させるものもあります。



● 被害にあったら

✦ まず、相談してください

ヤミ金被害の解決には、警察や法律専門家の早急な援助・対応が必要です。
被害にあったしまったら、一人で悩まずに、最寄りの県民生活プラザなどに、まずご相談ください。

✦ 安易に請求に応じない

毅然とした態度で断ることが必要です。
悪質な業者からの不当な請求のいいなりになると問題は解決しません。要求がエスカレートしたり、別の業者からの被害にあうこともあります。

◆ 相談窓口のご案内 ◆

相談内容	相談機関	場 所	電話番号	受付時間	
債権整理等の相談	東海財務局	中 区	☎(052)951-1764	月～金	9:00～17:00
	愛知県	中 区	☎(052)962-5100	月～金	9:00～17:15
				土・日	9:00～16:30
		一宮市	☎(0586)71-5900	月～金	9:00～17:15
		津島市	☎(0567)24-2500	月～金	9:00～17:15
		半田市	☎(0569)23-3900	月～金	9:00～17:15
		岡崎市	☎(0564)27-0800	月～金	9:00～17:15
		豊田市	☎(0565)34-6151	月～金	10:00～18:15
		新城市	☎(0536)23-8700	月～金	9:00～17:15
		豊橋市	☎(0532)52-7337	月～金	9:00～17:15
	市町村（窓口は、お住まいの市町村でお尋ねください。）				
登録業者、貸金業関係の苦情相談	愛知県産業労働部中小企業金融課	中 区	☎(052)954-6334	月～金	9:00～17:15
	東海財務局金融監督第三課	中 区	☎(052)951-2995	月～金	9:00～17:00
事件情報・相談	警察本部 住民コーナー	中 区	☎(052)953-9110	月～金	9:00～17:00
	同 生活経済課	中 区	☎(052)951-1611	月～金	9:00～17:00
	各警察署（最寄りの警察署でお尋ねください。）				

◆ 債権整理等の相談は、県や市町村の他、愛知県弁護士会、愛知県司法書士会、法テラス、(財)日本クレジットカウンセリング協会、日本貸金業協会、東海労働金庫、NPO法人クレサラあしたの会、NPO法人クレサラ救済センター、愛知かきつばたの会でもできます。ご相談の内容により適切な窓口をご紹介します。最寄りの県民生活プラザにお尋ねください。

クーリング・オフ制度とは、訪問販売などで消費者にとって不意打ちになるような取引について、いったん契約した場合でも、後で冷静になって契約をやめたいと思えば、原則として一定期間内であれば無条件で契約の解除ができる制度です。

■クーリング・オフができる契約の種類と期間（特定商取引法の例）

訪問販売	（アポイントメント・セールス、キャッチセールス、催眠（SF）商法を含む）	8日間
電話勧誘販売		
特定継続的役務提供	いわゆるエステティックサロン、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービス）	
連鎖販売取引	（マルチ商法）	20日間
業務提供誘引販売	（内職・モニター商法）	

■クーリング・オフの方法

必ず書面で、契約をやめたい旨を書いて業者に通知します。

発信したことが証明できるように、はがきを「特定記録郵便」または「簡易書留」で送ります。

ご不明な点はお近くの県民生活プラザや消費生活相談窓口へご相談ください。

あなたの暮らしのお役に立ちます

～消費生活情報の提供・相談を行っています～

県民生活プラザでは、消費生活相談の他、県政や暮らしに関する情報提供や相談、旅行の発給を行っています。お近くの県民生活プラザをぜひご利用ください。



県民生活プラザ	消費生活相談（専用ダイヤル）	多重債務相談（プラザ受付）
中央県民生活プラザ	☎ (052) 962-0999	☎ (052) 962-5100
尾張県民生活プラザ	☎ (0586) 71-0999	☎ (0586) 71-5900
海部県民生活プラザ	☎ (0567) 24-9998	☎ (0567) 24-2500
知多県民生活プラザ	☎ (0569) 23-3300	☎ (0569) 23-3900
西三河県民生活プラザ	☎ (0564) 27-0999	☎ (0564) 27-0800
豊田加茂県民生活プラザ	☎ (0565) 34-1700	☎ (0565) 34-6151
新城設楽県民生活プラザ	☎ (0536) 23-8701	☎ (0536) 23-8700
東三河県民生活プラザ	☎ (0532) 52-0999	☎ (0532) 52-7337

消費生活相談窓口（各市内にお住まいの方、又はお勤めの方を対象としています。）

名古屋市消費生活センター	☎ (052) 222-9671	豊橋市消費生活相談室	☎ (0532) 51-2305
岡崎市消費生活相談室	☎ (0564) 23-6459	一宮市消費生活相談窓口	☎ (0586) 71-2185
豊田消費生活センター	☎ (0565) 33-0999	小牧市消費生活相談室	☎ (0568) 72-2101 (代)